

(平成25年3月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

徳島厚生年金 事案782

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年7月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月16日から同年9月1日まで

昭和36年4月にA社D工場において勤務を開始してから、途中、会社の合併等もあったが、平成15年3月まで同一系列の会社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事情報及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、A社及びA社の関連会社に継続して勤務し（昭和43年7月16日にE社C工場からA社C工場に復職）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和43年9月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

一方、事業所原簿によれば、A社C工場は昭和43年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間について、適用事業所であった記録は確認できないものの、申立人及び複数の同僚の供述等を踏まえて判断すると、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和26年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月19日から同年8月1日まで

申立期間については、A社C支店に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社への照会結果から判断すると、申立人が申立期間の前後を通じてA社に継続して勤務し（昭和26年8月1日にA社C支店からA社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和26年6月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C支社）における資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月31日から同年12月1日まで

私は、昭和22年4月にA社に入社し、24年2月までA社D事務所において継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された組員カード(工務員用)及び回答書から判断すると、申立人が申立期間の前後を通じてA社B支店の管轄であるD事務所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和23年9月の記録から、3,300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、昭和23年12月1日と届け出るべきところ、誤って同年10月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年9月1日に、C社における資格喪失日に係る記録を44年6月26日に、D社における資格喪失日に係る記録を47年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万2,000円、申立期間②の標準報酬月額を2万6,000円、申立期間③の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年7月6日から同年9月1日まで
② 昭和44年5月27日から同年6月26日まで
③ 昭和47年7月31日から同年11月1日まで

私は、昭和43年5月にA社に入社し、48年1月にE社を退社するまで同一企業グループ内で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が、A社及びA社の系列会社に継続して勤務し（昭和43年9月1日にA社からC社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和43年6月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同様にA社からC社に転勤となった同僚4人は、いずれも申立人と同様に2か

月の厚生年金保険被保険者期間の空白期間が確認できることから、事業主が社会保険事務所(当時)の記録どおりの資格喪失に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③について、同僚の供述及び申立人の各申立事業所における同僚及び業務に関する具体的な供述から判断すると、申立人は、A社の系列会社に継続して勤務し(昭和44年6月26日にC社からD社に異動、47年11月1日にD社からE社に異動)、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年4月の記録から、2万6,000円、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の47年6月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②及び③に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、C社及びD社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、両社における申立人の雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の離職年月日と符合しており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②及び③の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。